



みとり  
水土里ネット

土と水と人と  
会津北部土地改良区広報

## 第99号

令和8年6月1日発行

### 会津北部土地改良区 広報

〒966-0017

福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1

TEL 0241-22-7356 FAX 0241-22-7396

組合員数 3,701人 受益面積 4,760.1ha

## 目次

- 理事長挨拶 ..... 2
- 第50回通常総代会開催 ..... 2
- 令和8年度 事業計画・予算 ..... 3
- 令和8年度 賦課基準と  
賦課金のお支払いについて ..... 6
- かんがい用水の運用 ..... 7
- おしらせ ..... 8
- 届け出を忘れずに ..... 10



## 理事長あいさつ



会津北部土地改良区  
理事長 山田 義人



組合員の皆様におかれましては、日頃より会津北部土地改良区の事業や運営に対して、ご理解とご協力を賜り深く感謝御礼申し上げます。

会津北部土地改良区の使命は、第1に約4700町歩の水田に、公正に農業用水を配分し、安定確保に努力することにあります。

その使命を果たすことの効果として、防火用水や生活用水の確保、大雨洪水など自然災害の被害が低減され、約3700名の組合員だけでなく、地域住民の生活基盤が守られております。

会津北部土地改良区では維持管理事業計画書の管理対象施設である日中ダム水系基幹施設、遠田貝沼揚水機水系基幹施設、遠田第二揚水機、この3水系の維持管理事業を行い、末端水路の管理は、それぞれの地域の組合員、水利委員の皆様のご理解ご協力で維持されております。

前歴国営事業によって造成された施設のさらなる強靱化のため国営会津北部農業水利事業が約67億円の事業費と10年の歳月を費やし、令和8年3月をもって事業完了となりました。昨年10月29日には完工式が喜多方プラザ文化センターで開催されました。

農林水産省東北農政局会津北部農業水利事業建設所をはじめ、農林水産省、県、関係市町村ほか、多くの方々に、ご尽力、ご理解をいただき、無事に事業完了を迎えることができましたことに、衷心より厚く御礼を申しあげます。

この事業によって長寿命化と管理の省力化が図られた施設は、我々農家組合員にとって最高の財産であり、これからの農業生産のために大いに役立つものと確信しております。

先人の方々は、未来を見据え、ダムや発電施設を建設してくださいました。その恩恵に預かり今があります。その崇高の志に感謝であります。

今を生きる私達は、その志をしっかりと受け止めて、未来を生きる子供達の為の道筋を残し、組合員の皆様とともに役職員が一体となって土地改良区運営を進めて参ります。

今までいただきましたご理解、ご協力をさらに継続していただきますようお願いしてご挨拶いたします。

## 第50回 通常総代会 開催

### 提出議案

- 議案第1号 令和7年度 一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支補正予算について
- 報告第1号 令和7年度 中間監査報告
- 議案第2号 過年度発行賦課金の不納欠損処分について
- 議案第3号 定款の一部変更について
- 議案第4号 規約の一部改正について
- 議案第5号 令和8年度 事業計画について
- 議案第6号 令和8年度 賦課金の賦課発行及び地区除外決済金について
- 議案第7号 令和8年度 一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支予算について
- 議案第8号 令和8年度 予算外負担契約について

令和8年3月13日に第50回会津北部土地改良区 通常総代会が、当区大会議室にて開催されました。

総定数50名 現員数48名中46名(書面議決の提出12名を含む)の出席を得て、議長に生井 義二 総代(豊川町)が選出され、議事録署名人に星 和博 総代(塩川町)、猪俣 忠宏 総代(熱塩加納町)が指名され、報告1件、議案8件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。



第50回通常総代会開催



来賓挨拶  
(会津北部農業水利事業建設所 富谷所長)



質疑する齋藤総代



議長を務める生井総代

# 令和8年度 事業計画・予算

## 1. 事業計画

### (1) 日中ダム水系基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	40,770千円	代かき期:5月6日～5月20日 普通期:5月21日～9月6日 非かんがい期:9月7日～翌5月5日	国営施設:日中ダム等 H30.2 農林水産大臣 県営施設:半在家等 H30.2 福島県知事 団体営施設:中江堰等 R06.5 会津北部土地改良区

※非かんがい期においては、管理対象施設の保全及び地域用水確保の観点から、水利使用規則に定める許可量の範囲内で管理用水の通水に努める。

### (2) 団体営事業 土地改良施設維持管理適正化事業(防災減災機能等強化)

内容	事業費	補助率	付記
対象施設:小塩堰(大塩川) 取水工改修 1式 ・扉体 1門 ・開閉機 1基 ・付帯設備 1式	8,500千円 2,550千円 (改良区負担金)	国 50.0% 県 20.0% 地元 30.0%	・地元負担額支払方法 支払期間:令和8～12年度(5ヶ年) 支払金額:5ヶ年均等割 2,550千円/5ヶ年=510千円



管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
中央管理センター	—	—	—	—	—	TM/TC 親局1 子局27(国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録
松野頭首工	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.917m³/s
下台頭首工	田付川	—	—	—	445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸 最大取水量1.663m³/s
塩川頭首工	田付川	—	—	—	522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量1.640m³/s
大平沼ダム	濁川	福島県	土地改良区	受託	609.9	堤体:県営災害復旧 S43 譲与 河川法ダム 取水放流:国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量1,848千m³
関柴ダム	姥堂川	(農林水産省)	(農林水産省)	譲与	1,190.1	堤体:県営災害復旧 S34 譲与 河川法ダム 取水放流:国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量935千m³
無行帰沼	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池
松野本頭首工	濁川	—	—	—	392.1	可動堰 河川ゲート5門 取水工右岸 最大取水量1.502m³/s
綱取頭首工	大塩川	—	—	—	328.2	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量1.186m³/s
三吉頭首工	大塩川	—	—	—	244.8	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.792m³/s
一の堰頭首工	田付川	福島県	土地改良区	譲与	149.8	起伏堰 河川ゲート3門 取水工左岸 最大取水量0.550m³/s
半在家頭首工	濁川	—	—	—	173.7	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量0.473m³/s
慶徳頭首工	濁川	—	—	—	178.9	ゴム堰 河川ゲート4門 取水工左岸 最大取水量0.559m³/s
堂畑頭首工	姥堂川	—	—	—	129.4	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.456m³/s
諏訪頭首工	大塩川	—	—	—	104.9	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量0.338m³/s
小塩堰	大塩川	県(河川)	—	—	41.0	大塩川河川改修補修施設
栗生沢堰	押切川	福島県	土地改良区	譲与	35.2	既設利用・県ぽ改修
中江堰	濁川	県(河川)	—	—	44.1	濁川河川改修補償施設
中の沢揚水機	—	土地改良区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛
幹線用水路	—	農林水産省	農林水産省	受託	—	5路線 日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産
支線用排水路	—	県・土改区	土地改良区	譲与等	—	県営かん排・団体営かん排など

(3) 遠田貝沼水系揚水機等基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画書に基づき、下記の施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	7,034千円	代かき期:5月6日～5月15日 普通期:5月16日～9月6日	団:遠田貝沼用水樋管 R06.1 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
遠田貝沼揚水機場及び導水路	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	174.7	渦巻きポンプ450mm電動機132kw 渦巻きポンプ350mm電動機75kw VUφ500~600パイプライン 分水工N=2 最大取水量0.567m³/s

(4) 遠田第二揚水機維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画書に基づき、下記の施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	947千円	代かき期:5月6日～5月15日 普通期:5月16日～9月6日	団:遠田第二揚水機 R03.2 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	諸元・付記
遠田第二揚水機	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	29.7	渦巻きポンプ250mm電動機15kw 最大取水量0.088m³/s

(5) 基幹水利施設管理事業 八方頭首工 操作管理受託事業

内容	八方頭首工 受託施設諸元						
	事業費	河川	事業主体/所有	管理者	形態	受益面積(ha)	諸元
喜多方市、北塩原村、会津坂下町を事業主体とする基幹水利施設管理事業 八方頭首工の取り組みにより、八方頭首工の操作管理業務を受託する。	2,057千円	押切川	農林水産省	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	操作受託	2,768.3	可動堰 河川ゲート4門 取水工両岸 最大取水量5.851m³/s

(6) 大平沼発電事業実施計画

内容	大平沼発電所 施設諸元						
	事業費	河川	事業主体/所有	管理者	形態	諸元	付記
国営会津北部農業水利事業により造成された大平沼発電所において発電事業を実施する。また、発電収益を利用し、各施設の電気料を賄うとともに、他の土地改良施設の維持管理経費の負担軽減を図る。	46,642千円	濁川	農林水産省	会津北部 土地改良区	管理受託	三相交流同期発電機 最大出力: 570kw 計画発生電力: 3,200Mwh/年	令和8年度 売電収入見込額 73,920千円 支出見込額 ・日中ダム水系施設購入電気料 7,000千円 ・発電施設の運営経費 39,139千円 ・積立資産積立 503千円 ※一般会計 土地改良施設管理費への 充当見込額 27,500千円

2. 地区面積および組合員数

項目	市町村	喜多方市			北塩原村	会津坂下町	湯川村	合計	
		旧喜多方市	塩川町	熱塩加納町					
地区面積(ha)		2,791.4	1,211.8	586.9	4,590.1	160.7	7.9	1.4	4,760.1
内訳	田	2,768.5	1,211.8	540.6	4,520.9	160.7	7.9	1.4	4,690.9
	畑	22.9	0.0	46.3	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
組合員数(人)		2,168	799	551	3,518	145	37	1	3,701

3. 関連事業実施計画

(1) 関連する市町村営事業(土地改良区への支援・土地改良区受託事業)

事業名	事業費	事業実施主体	付記
国営造成水利施設管理強化事業 会津北部地区	8,840千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	多面的経費 補助対象 維持管理経費の37.5% 国50%・県25%・市町村25%・組合員負担なし
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	3,598千円		土地改良区へ操作委託費 1,765千円 国30%・県30%・市町村20%・組合員負担20%

(2) 県営日中ダム管理事業

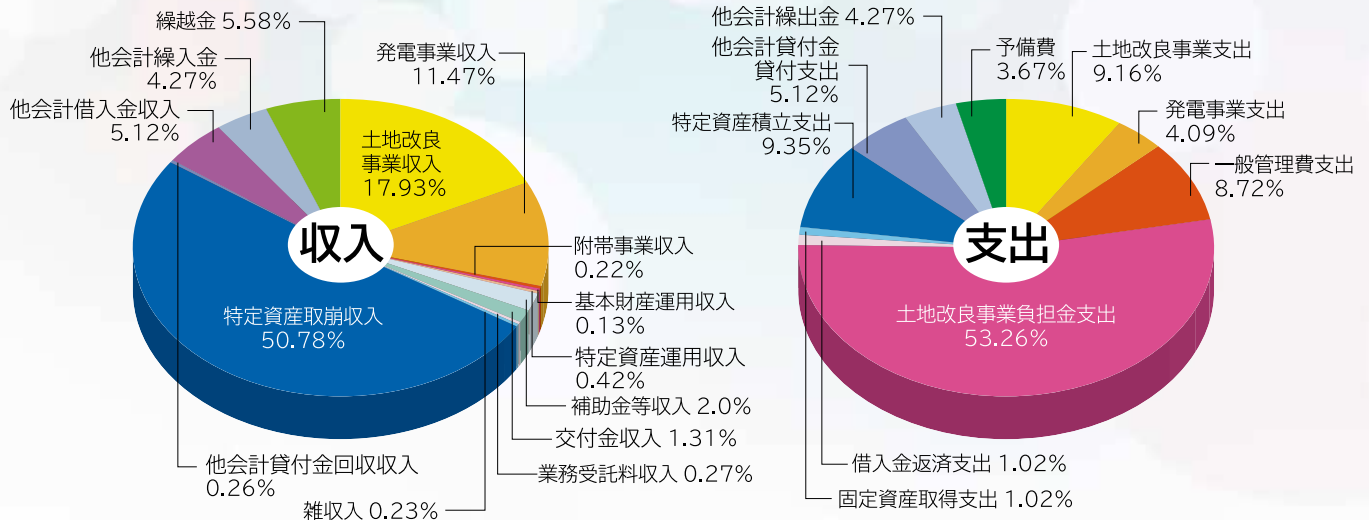
令和7年度事業費	施設管理者／所有持分			管理形態	農水側負担額	土地改良区 組合員負担額	日中ダム諸元	
	農水	農林水産部	49.0%				造成主体	付記
171,231千円	農水	農林水産部	49.0%	管理受託	83,064千円	17,524千円 うち市町村補助金 4,086千円	農林水産省	【非洪水期 11月1日～6月13日】 満水位 標高 480m 総貯水量 24,600千㎡ 有効貯水量 23,100千㎡ 【洪水期 6月14日～10月31日】 満水位 標高 463m 洪水調整容量 11,000千㎡ 農業用水容量 11,300千㎡ 水道用水容量 800千㎡
人件費 23,349千円	治水	県土木部【代表】	47.5%	所有	-	-		
運営費(基幹水利) 62,495千円	上水	喜多方市水道課	3.0%	所有	-	-		
運営費(適正化事業) 85,387千円	発電	東北自然エネルギー(株)	0.5%	所有	-	-		

4. 令和8年度 収支予算書 総括表

(単位:千円)

収入				支出			
科目	予算額			科目	予算額		
	①+②	一般会計①	大平沼発電会計②		①+②	一般会計①	大平沼発電会計②
土地改良事業収入	115,538	115,538	0	土地改良事業費支出	58,998	58,998	0
発電事業収入	73,920	0	73,920	発電事業支出	26,349	0	26,349
附帯事業収入	1,400	1,400	0	一般管理費支出	56,164	48,650	7,514
基本財産運用収入	844	844	0	土地改良事業負担金支出	343,250	313,250	30,000
特定資産運用収入	2,685	2,285	400	借入金返済支出	6,549	6,549	0
補助金等収入	12,930	12,930	0	支払利息	252	252	0
交付金収入	8,500	8,500	0	固定資産取得支出	6,603	6,602	1
寄付金収入	1	1	0	特定資産積立支出	60,245	47,600	12,645
業務受託料収入	1,765	1,765	0				
雑収入	1,500	1,468	32	雑支出	203	201	2
借入金収入	1	1	0	国庫納付金支出	1	0	1
特定資産取崩収入	327,256	327,251	5				
他会計貸付金回収収入	1,644	1,644	0	他会計貸付金貸付支出	33,000	33,000	0
他会計借入金収入	33,000	0	33,000	他会計借入金返済支出	1,644	0	1,644
他会計繰入金	27,500	27,500	0	他会計繰出金	27,500	0	27,500
繰越金	35,946	35,873	73	予備費	23,672	21,898	1,774
<b>収入合計</b>	<b>644,430</b>	<b>537,000</b>	<b>107,430</b>	<b>支出合計</b>	<b>644,430</b>	<b>537,000</b>	<b>107,430</b>

構成比



# 令和8年度 賦課基準

賦課金は維持管理計画書(県知事認可)に定める3水系の維持管理事業、国・県営大規模基幹施設保全対策事業、県営日中ダム管理事業受益者負担金、改良区運営費等の主要な財源です。

今後も発電事業による売電、国・県補助事業の積極的取り組みにより組合員の維持管理費負担軽減を図ります。

	前期	後期
賦課発行日	6月18日	9月17日
納入期限日	7月22日	10月21日

賦課種別	賦課金総額(円)	対象面積(ha)	10a当り賦課額(円)				備考
			年度賦課金(円)	前期		後期	
一般経常賦課金	51,678,000	4,677.37	1,100	田 550	田 550		
		69.26	330	畑 165	畑 165		
一般経常無行帰沼賦課金	59,000	13.55	440	田 440		喜多方市 入田付地区	
日中ダム水系基幹施設維持管理賦課金	49,623,000	4,511.26	1,100	田畑 550	田畑 550		
遠田貝沼揚水機等基幹施設維持管理賦課金	4,934,000	205.69	2,400	田 1,200	田 1,200		
遠田第二揚水機維持管理賦課金	947,000	29.67	3,200	田 1,600	田 1,600		
日中ダム水系基幹施設 県営・団体営事業賦課金	6,355,000	4,502.65	141		田畑 141	喜多方市・北塩原村	
		7.89	100		田 100	会津坂下町	
反田県営事業 償還賦課金	285,000	39.23	730		田畑 730		
反田県営事業 暗渠排水償還賦課金	5,000	0.68	750		田 750		
反田県営事業 客土償還賦課金	23,000	0.77	3,000		田 3,000		

## 現在ご利用可能な お支払い方法

### ①口座振替

#### 取扱金融機関

- ・ JA 会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
- ・ ゆうちょ銀行

通帳からの振替日(口座引落日)は納付期限と同日、**前期7月22日・後期10月21日**です。  
納付期限の前日までに、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

### ②窓口によるお支払い

- ・ 会津北部土地改良区
- ・ JA 会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)

### ③コンビニエンスストア等でのお支払い『払込取扱票』

#### 取扱店舗

- ・ コンビニエンスストア(土日祝日24時間お支払い可能)  
→セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ 他
- ・ MMK 設置店(一部店舗は取扱いなし)

※土地改良区で現金による集金は行っておりませんのでご了承ください。  
コンビニ納付等へ切り替え要望の方はご連絡ください。



お問い合わせ窓口

総務課

0241-22-7356

### ⚠ 期限内の納付を!!

納付期限を過ぎますと日数に応じて年率**9.3%**が**過怠金として加算**されます。期限内の納付をお願いいたします。

近年、中間管理権や農業委員会議決による利用権が設定された農地において、賃借料を受けているにもかかわらず、賦課金の滞納が発生し問題化しております。

所有者が組合員で賦課金が未納となる場合、耕作している方に多大な迷惑がかかりますので、速やかにご納入くださるようお願いいたします。

### 令和7年度 滞納処分実施状況について

滞納者には電話連絡、文書による催告・戸別訪問を実施して滞納賦課金の回収に努めています。それでも回収できない場合には、組合員経費負担の公平性の観点から、土地改良法第39条第5項に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が滞納処分を執行することになります。

財産調査: 2件  
賃借料差押: 0件  
納 入: 1件

# かんがい用水の運用

代かき期最大量 通水期間 **5月 6日から5月20日**  
 普通期量 通水期間 **5月21日から9月 6日**

## 水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！ 掛け流しはやめましょう！

かんがい用水運用は、降水量や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放流量、頭首工取水量、分水工流量、揚水機取水量を判断し、河川法により許可された水利使用規則に基づき用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施しています。

用水量調整のご要望は、上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、土地改良区へご連絡ください。

配水計画に基づき運用するため個人のご要望にはお応えしかねます。



### 用排水維持管理委員会

本委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑に実施するために組織されています。

水利委員会名	委員長氏名	行政区	水利委員会名	委員長氏名	行政区
八方幹線1.2.3号分水	新 明 善 則	松山町(中村)	松野右岸用水路	山 内 康 充	慶徳町(松野)
八方幹線4.5.6号分水	菊 地 良 明	岩月町(上岩崎)	慶徳左岸用水路	杉 原 信 一	塩川町(田原)
八方幹線8号分水	穴 澤 之 孝	岩月町(大沢)	慶徳右岸用水路	渡 部 和 夫	慶徳町(新宮)
八方幹線9号分水	塩 田 雅 之	岩月町(上田)	日中幹線1・2・3号分水	遠 藤 政 昭	熱塩加納町(日中上)
八方幹線11号分水	平 田 義 一	関柴町(下勝)	日中幹線4号分水	福 王 寺 直 嗣	熱塩加納町(金屋)
八方幹線13号分水	小 林 千 代 松	関柴町(下柴)	日中幹線5・6号分水	柳 澤 信 男	熱塩加納町(針生)
八方幹線17号分水	磯 部 宏	熊倉町(熊倉上)	日中幹線7・8号分水	荒 川 和 則	熱塩加納町(田中)
諏訪頭首工	渡 井 修	塩川町(宮ノ目)	半在家頭首工	原 則 雄	熱塩加納町(半在家)
三吉幹線	東 條 敬 太	塩川町(中ノ目)	堂畑頭首工	手 代 木 義 一	豊川町(堂畑)
一の堰頭首工	渡 部 信 夫	豊川町(一の堰)	中江堰	遠 藤 雅 隆	上三宮町(下三宮)
塩川幹線用水路	佐 野 幸 太 郎	塩川町(東鎧沼)	宇津野・栗生沢堰	山 口 洋 一	熱塩加納町(栗生沢)
松野本左岸用水路	鈴 木 善 夫	上三宮町(上三宮)	沼川	菊 地 善 一 郎	岩月町(治里)
松野本右岸用水路	飯 野 智	上三宮町(五分一)	遠田貝沼	大 竹 義 喜	塩川町(上遠田)
松野左岸用水路	慶 徳 孝 幸	豊川町(太郎丸)	遠田第二	星 彰 雄	塩川町(下遠田)

担 当 理 事 庄司 英喜(委員長) 山 口 隆 夫 石 井 善 治


日中ダム水系施設巡視嘱託員 安 部 静 雄

遠田貝沼揚水機場管理人 星 清太郎(下遠田) 遠田第二揚水機管理人 星 慶 喜(下遠田)

**お問い合わせ窓口**  
**事業管理課**  
 0241-22-7356

該当する水系の水利委員会と調整のうえ、管理対象施設の取水量を変更します。  
 なお、水量変更後の地域間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々にお願いしています。  
 変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。  
 日中ダムの放流量は農側施設管理者である福島県農林水産部と土地改良区で協議し、放流量を決定しています。  
 先達の努力の結晶であり、日中ダム造成など施設整備への投資と組合員みなさまの維持管理経費負担によって配水されています。

**水田への掛け流し**は用水不足の原因となり、他の組合員への迷惑となりますので**お止めください**。  
 各地域の取り決めと水利委員会の指示に従ってご利用ください。

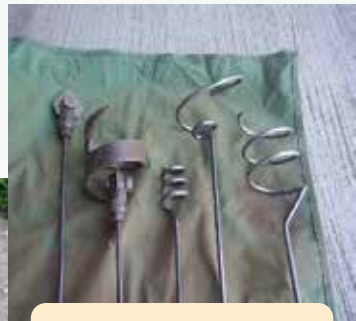
 **水路にゴミを捨てないでください、不法投棄は犯罪です。**  
 刈草の管理を徹底してください。水路詰まりの原因になり、下流のみなさんが困っています。

# お知らせ



## カンツールを貸し出します！

田んぼの進入路や道路横断部等の暗渠において、ゴミや刈草が詰まり上流水路が越水するような時に、カンツール(管清掃具)を使用して暗渠内のゴミを絡め取り、詰まりを解消出来ます。使用希望の際は事前に電話連絡をお願いします。



現場の状況に合わせて先端の器具を選定して、効率よく作業できます



作業は2人以上で行ってください

器具をつなぎ合わせることで2m~27mで使用可能です



ネジ式の器具をつなぎ合わせることで、作業に適した長さに調整して作業可能



ハンドルを取付けて、ゴミ等を絡め取るように回転させ、引き抜きます

ゴミが抜けた時に、上流に貯まった水が勢いよく流れてくるので注意してください



カンツールはトラブル時に使用する道具です。使用しない事が最善です！刈草等の管理をお願いします。





# 水利委員証明書の発行

各水系では、水利委員会が中心となり、分水調整を行っています。度々、分水調整に関するトラブルが発生しています。そのため、トラブルを抑制するために改良区より『水利委員証明書』を発行しています。

上記の証明書を携帯した水利委員が、分水調整を行いますので、適正な水利利用をお願いします。

また、ダム・頭首工・分水工からの流量は配水計画に基づき、水利委員会と土地改良区での協議のうえ調整しているため、調整に関する相談は地区の水利委員会・水利委員を通してご連絡ください。

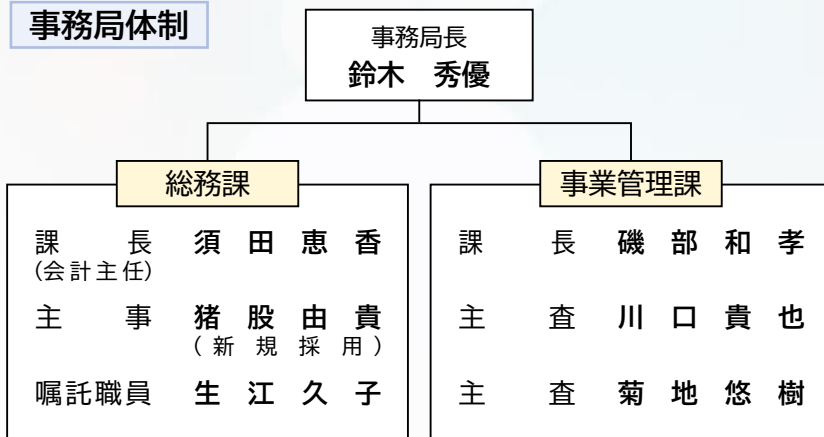


## 堀浚い・堰上げ

各地域での堀浚い作業等大変ご苦労様でした。また、水利委員会の皆様、代かき用水の通水立会・調整のご協力ありがとうございました。



### 事務局体制



〒966-0017  
福島県喜多方市  
関柴町三津井字前田454-1  
TEL 0241-22-7356  
FAX 0241-22-7396

■業務時間  
午前8時30分から午後5時15分  
まで(土日祝日除く)

<http://www.aizuhokubu.or.jp/>

会津北部土地改良区



# 忘れずに届出ください

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更(組合員の権利、賦課金納付等の義務)は  
法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの**手続きでは変更できません**。  
忘れずに土地改良区に**関係書類の届出**をして、**手続きを行ってください**。

- 農地を異動したとき  
(売買・利用権設定・中間管理事業・交換)
- 組合員が亡くなったとき  
(相続、未登記の法定相続を含む)
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更したとき

## 組合員資格 得喪の通知

【土地改良法第43条】義務

- **土地改良区の組合員**(維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者)となるのは、  
管内農地の耕作者(使用収益権者)または所有者(未登記の法定相続含む)です。→【土地改良法第3条】
  - 組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の**耕作者**か**所有者**のいずれかであり任意です。  
所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、**誰が組合員となるか、賃借料決定の前によく話し  
合い**、組合員が変更となる場合には**組合員資格得喪通知**(連名)の届出を土地改良区へ提出してくだ  
さい。
- 福島県農業振興公社(中間管理機構)による**中間管理権設定の場合も同様**です。→【土地改良法第43条】  
なお、耕作権(中間管理権含む)が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合に  
は**農業委員会への届出と承認が別途必要**です。
- ※賦課金は土地原簿をもとに農地へ賦課されます。売買・利用権・相続などで権利が異動した際、未登記や届出の不履  
行、耕作権の新規設定や解除の場合、賦課金の納付義務は継承組合員にあります。  
権利異動の際には特にご注意ください。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が**公共事業**によって買収されたとき

## 農地転用等の通知 地区除外申請

- 「**農地転用許可申請に要する意見書交付願**」の申請期日は**毎月20日前後**となります。  
申請はお早めをお願いいたします。  
期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。  
意見書交付には**決済金の納付、現地確認手数料・同意書発行手数料の納入**が必要です。  
※公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納入が必要ですのでご注意ください。

### 令和8年度 決済金単価

- 日中ダム水系地区決済金 105,700 円 / 10a
  - 遠田貝沼水系地区決済金 95,200 円 / 10a
  - 遠田第二水系地区決済金 74,000 円 / 10a
- ※特別賦課金対象農地である場合は別途相当分が加算されます。

### 案内図



### 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)